

6月以降の小学校の分散・短縮授業の開始に伴う留守家庭児童育成室の臨時開室等の取扱いについて

(5/26更新)

保護者の皆様へ

小学校では、6月1日から分散・短縮授業を開始し、午前中の臨時休業に伴う預かり措置を実施しないことになりました。

このことにより、保護者の就労等に影響が出ることが懸念されることから、下記のとおり留守家庭児童育成室の臨時開室をいたしますので、お知らせいたします。

1 臨時開室期間

令和2年6月1日(月)から令和2年6月12日(金)まで

※ 6月15日(月)以降については、学校での授業実施形態が決定次第、別途通知させていただきます。

2 臨時開室時間

8時30分から17時まで

(延長保育は、直営育成室は18時30分まで、委託育成室は19時まで)

※ 給食がないため、午前から利用される場合は、弁当を持たせてください。

3 保育料等の取扱い

保護者の勤務先等との調整期間を考慮し、令和2年6月3日(水)から6月30日(火)までの間、育成室を全休した場合は、令和2年6月分の保育料及びおやつ代を免除します。

引き続き、できる限り御自宅での保育の御協力をお願いいたします。

※口座引き落としの手続き上、事前に全欠席者を把握する必要がありますので、全欠席される予定の場合は、6月10日までに在籍育成室へ御連絡をお願いいたします。

4 お願い事項

- (1) ウイルス感染防止の観点から、お子様を何らかの方法で保育ができる、又はお子様が1人で自宅にいることが可能な場合等は、出席の自粛をお願いします。
- (2) 毎朝、家庭で検温し、連絡帳に体温を記入してください。発熱等の風邪症状など、体調が優れない場合はお預かりできません。また、保育中に児童の体調が悪くなった場合は、連絡をしますので直ちに迎えに来てください。
- (3) 緊急対応のため、指導員の確保ができず通常の保育ができない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください
- (4) 臨時開室中のため、登下校時にお子様がお一人になることが想定できることから、安全確保のため、できる限りお子様の育成室への送迎の御協力をお願いします。
- (5) 登室するにあたっては、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底等、感染予防について、御家庭でもお子様へ御指導願います。